

A light blue world map is visible in the background, centered behind the main title. The map shows the outlines of continents and countries.

# 中小企業・SDGsビジネス支援事業 2020年度第二回公示概要説明資料

---

独立行政法人国際協力機構  
民間連携事業部

※2020年11月10日時点の内容であり、2020年度第二回公示の詳細は  
今後変更される可能性があります。  
必ず公示後に募集要項をご確認願います。

2020年11月

1. 独立行政法人国際協力機構（JICA）とは
2. JICAの民間連携事業の背景
3. 中小企業・SDGsビジネス支援事業
4. 各支援メニューの概要
5. 2020年11月時点の変更点（スライド26～）

---

# 1. 独立行政法人国際協力機構（JICA）とは

---

- ✓ JICAは、我が国の優れた人材・技術、資金を活用し、途上国の貧困削減等の解決に取り組む政府開発援助(ODA: Official Development Assistance) の実施機関。
- ✓ 技術協力、円借款、海外投融資、無償資金協力業務とともに、JICA海外協力隊、国際緊急援助隊の派遣も担う。
- ✓ ODAを通じたインフラ整備、政策制度整備を通じ、開発途上国の産業育成や貿易投資環境の改善にも貢献。



## 拠点

海外に約100カ所  
(主に開発途上国)

国内に15カ所

- ・ASEAN各国はもちろん、アフリカ、中東、中南米等、世界中に拠点があります。

## 人

50年以上の協力経験で  
培われた途上国との  
「人的ネットワーク」と  
「信頼関係」

- ・約1万5千人(2018年度)の途上国関係者(行政官、企業経営者等)に対して日本で研修を実施しています。
- ・途上国の関係者と太いパイプがあります。

## 情報

途上国事情に精通した  
「職員」と国内外の  
「外部専門家」  
それらが持つ生きた  
現地情報

- ・約1万人の専門家、1千人以上の青年海外協力隊員を派遣しています(2018年度)。
- ・国際協力人材として国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)に1万7千人(2019年度)が登録しています。

---

## 2. JICAの民間連携事業の背景

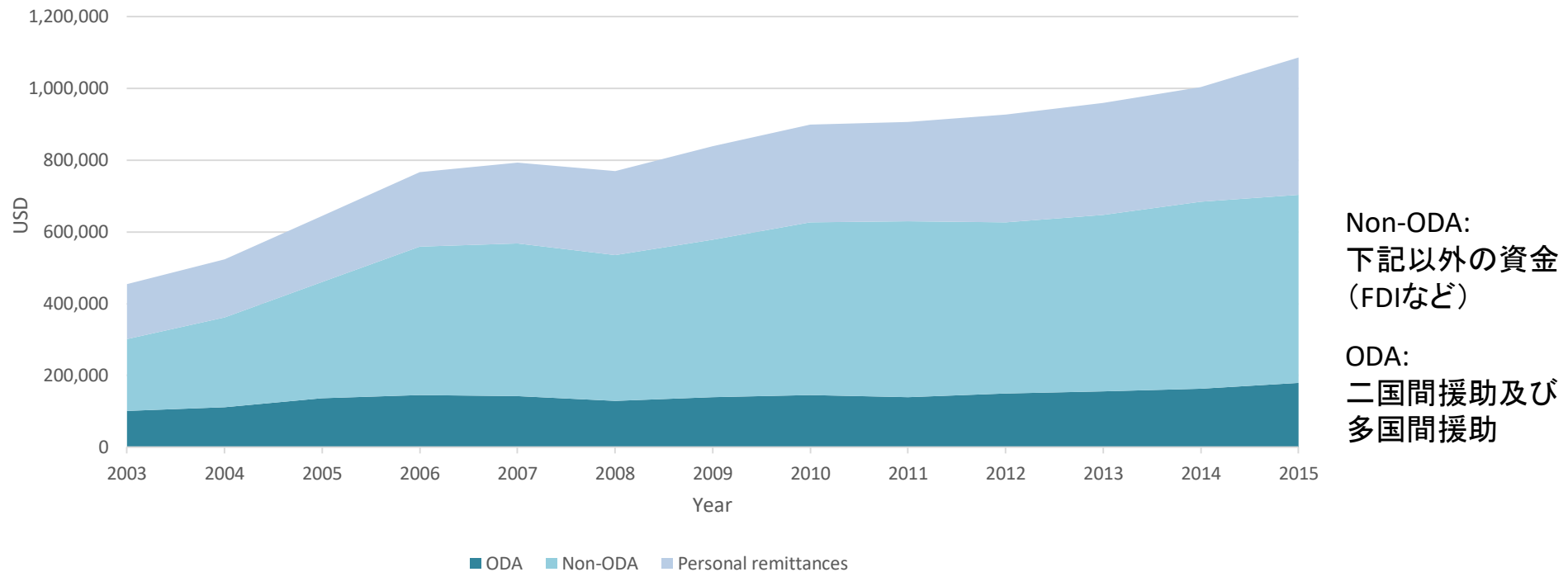
---

# ODAと民間資金



- 開発途上国へ流入する資金において、民間資金がODAをはるかに上回る割合を占める

Big picture of developing countries' total resource receipts



ODA: Official Development Assistance. ODA in the chart includes bilateral ODA and multilateral concessional flows.

Non-ODA flows include: other official developmental flows, officially-supported export credits, FDI, other private flows at market terms and private grants.

Adjusted gross disbursements, three-year moving average, USD million, 2015 constant prices.

Sources: Remittances, World Bank. Other resource flows, DAC statistics. NB: Data on flows to MADCTs are only available up to 2010.

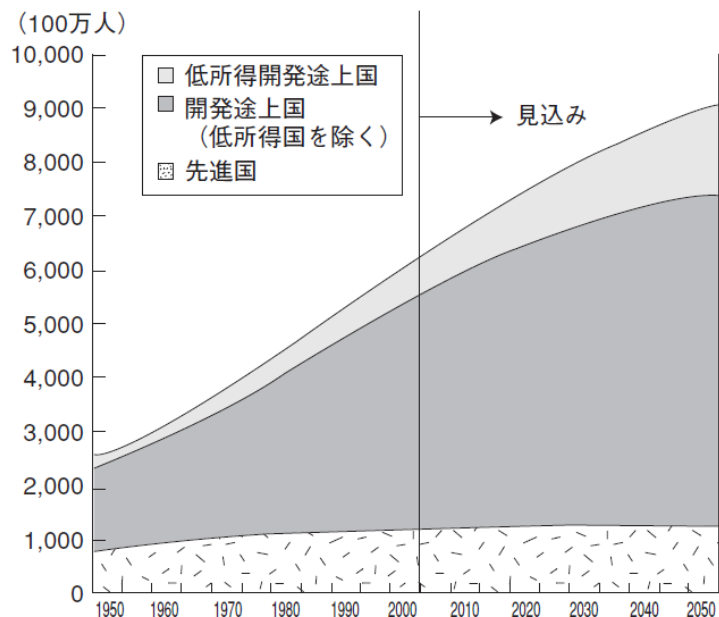
<http://www.oecd.org/dac/stats/beyond-oda.htm>

出典: OECD

# 新興国・途上国経済の市場拡大

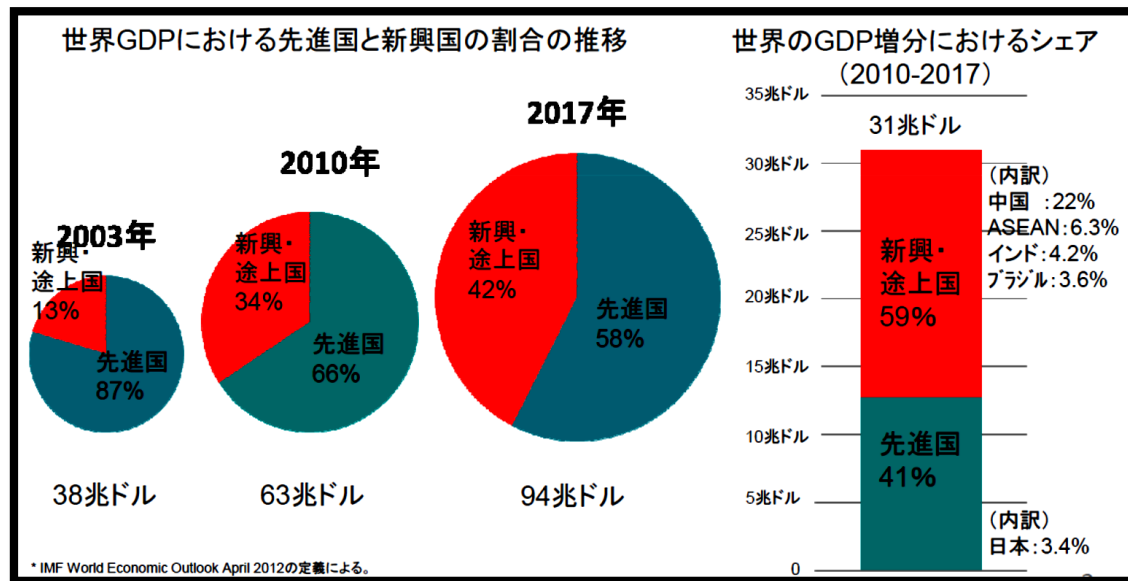
- 世界人口が増えていく中で、その人口増を牽引していくのは途上国（中でも低所得開発途上国）
- 新興国・途上国が世界のGDP（国内総生産）に占める割合は年々増加。
- 新興国・途上国は、生産地及び消費地として魅力的な市場がある。
- 先進国等の企業は安価な労働力と新しい市場の確保、資源・食糧問題対応等のため、途上国への進出・投資を拡大。

## 開発状況別人口推移



出典：JICA Report「開発途上国の人口動態の現状と展望」

## 各地域のGDPの割合推移



出典：経済産業省 IMF World Economic Outlook

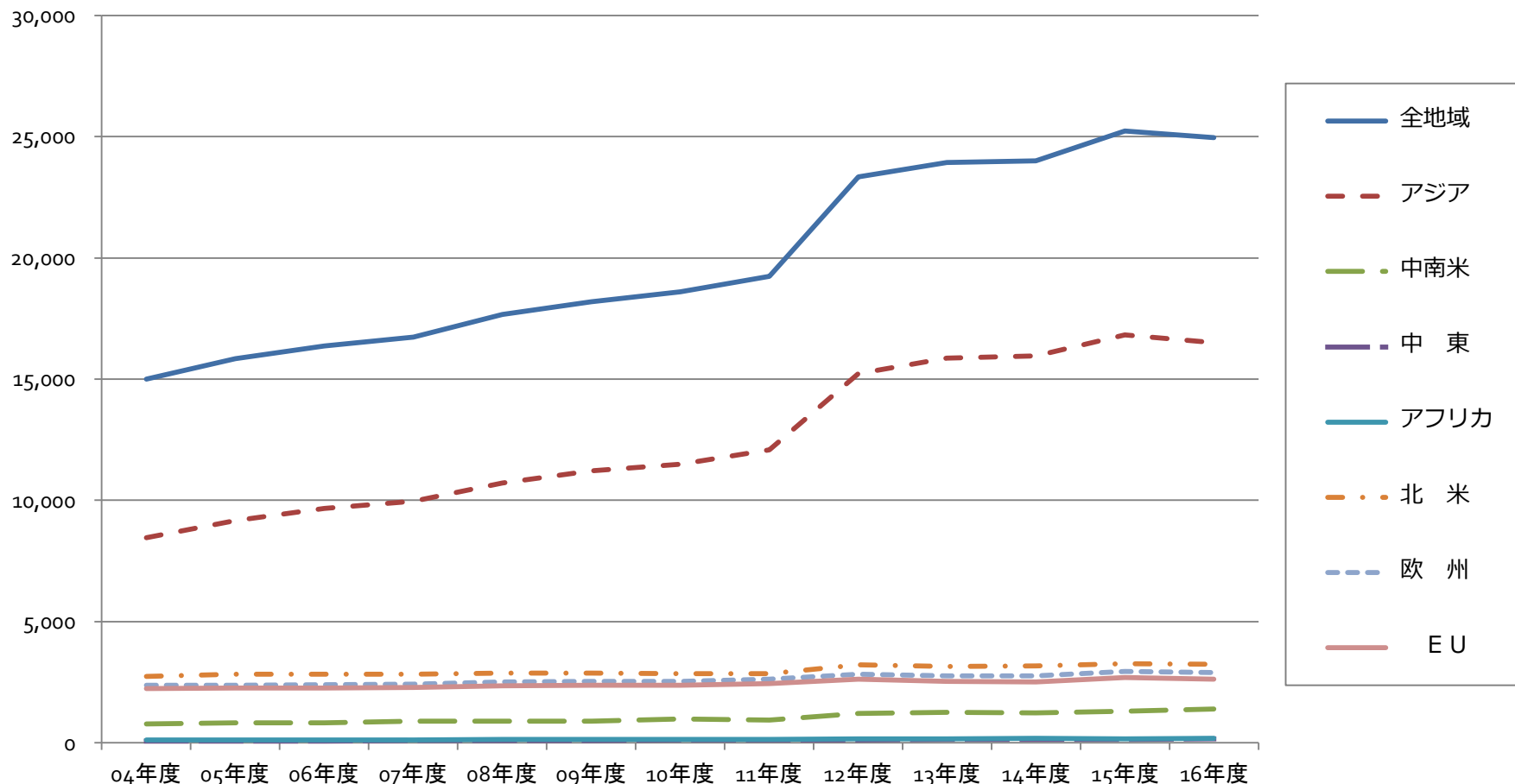


# 日本企業の動き



- 途上国の市場拡大、人口減少による内需の先細りを見越して、企業の海外展開の機運が拡大。

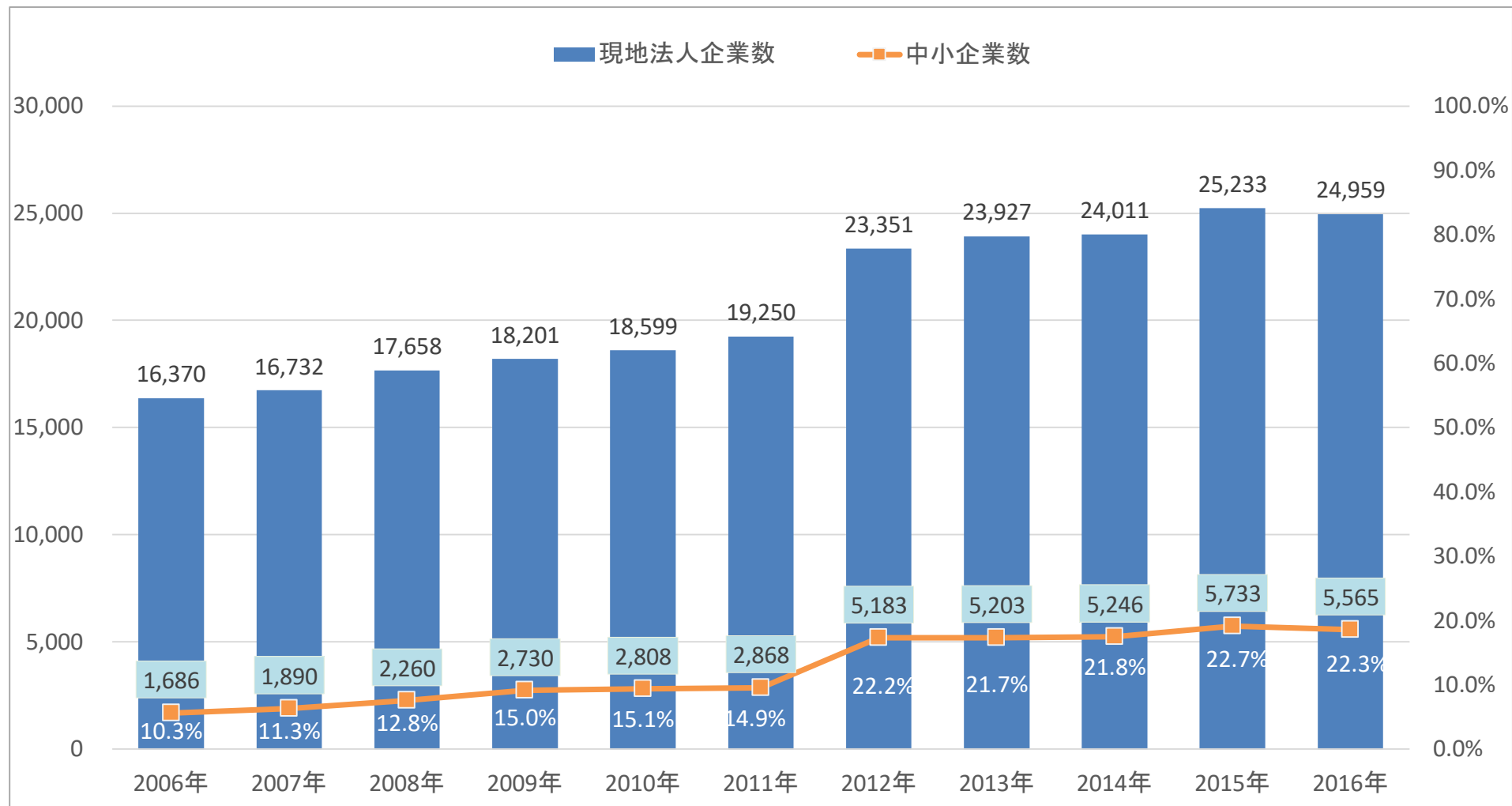
## 日本企業の海外現地法人企業数



出典：経済産業省

# 日本企業の動き（中小企業）

- 海外の日系現地法人数に占める親会社が中小企業である法人の割合は未だに限定的



経済産業省「海外事業活動基本調査」を再編加工

## 文書名

未来投資戦略2018  
(2018年6月15日閣議決定)

日本再興戦略  
-JAPAN is BACK-  
(2013年6月14日閣議決定)  
(2016年6月2日改訂)

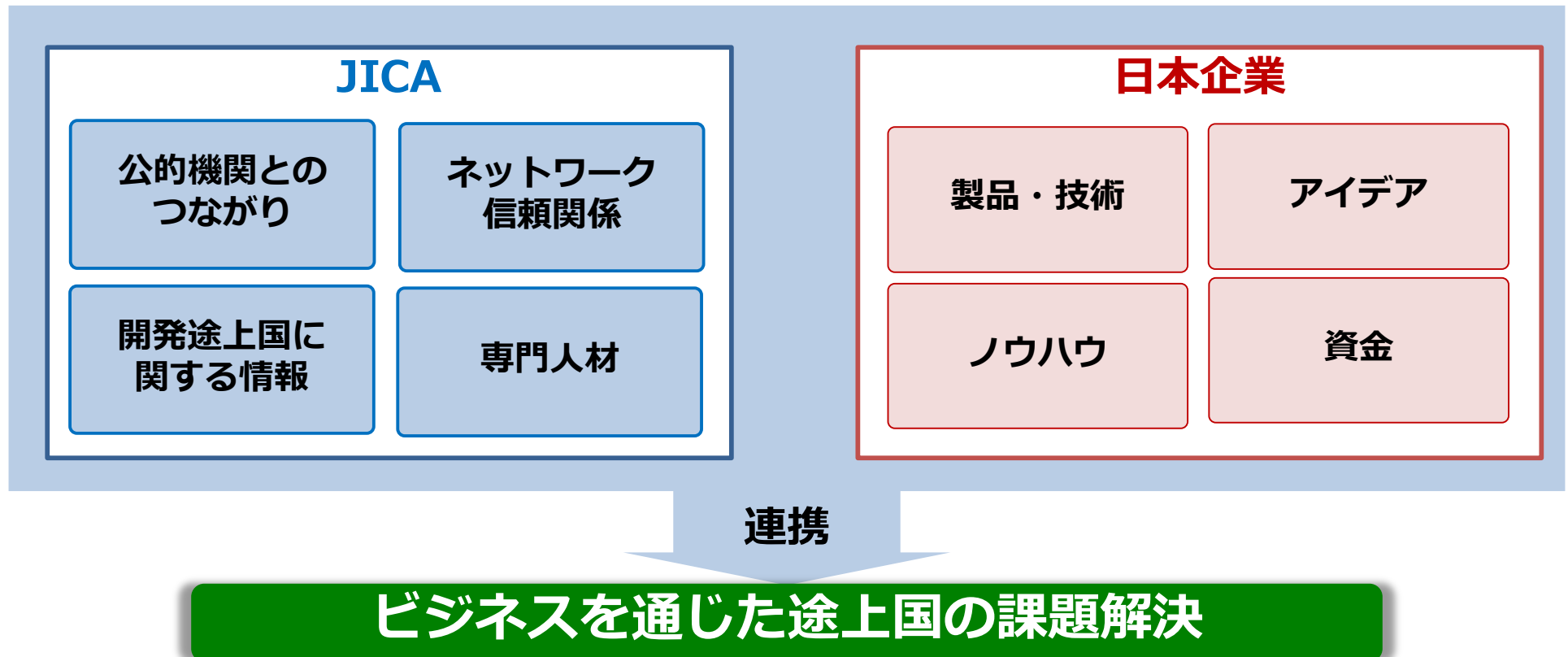
開発協力大綱  
(2015年2月10日閣議決定)

## 関連する記載・目標

- 開発途上国等の課題解決に向け、技術協力プロジェクトなどのODA事業、国際協力機構（JICA）の民間連携事業や海外投融資などの枠組みを通じ、我が国民間企業等が有する革新的な技術の社会実装を推進する。
  - 関係省庁、JICA、JETRO等が連携し、我が国中小企業等が有する製品・技術等のODA等を活用した海外展開を図り、ビジネス機会の形成を支援する。
- 
- 今後5年間で新たに1万社の海外展開を実現する
  - 重点的支援
    - 中堅・中小企業等向け海外展開支援体制の強化
    - 現地の「海外ワンストップ相談窓口」の創設
  - 新たにODAを活用し、新興国等途上国政府の事業を対象に、我が国中小企業等の優れた製品を使った技術協力を本格始動する
  - 地域経済を牽引する中核企業や中小企業の世界市場への挑戦を徹底的に支援する
- 
- 我が国中小企業を含む企業との連携を強化し、開発途上国の経済発展を効果的に推進し、日本経済の成長にもつながるよう官民連携による開発協力を推進

# JICAの民間連携事業について

- 従来のODAだけでは途上国の経済・社会課題の解決への貢献に限界があるとの認識から、JICAは民間企業等のビジネスを通じた現地の課題解決を推し進めてきました。また、中小企業・SDGsビジネス支援事業（中小企業支援型）では地方創生や地域活性化への貢献も目指しています。



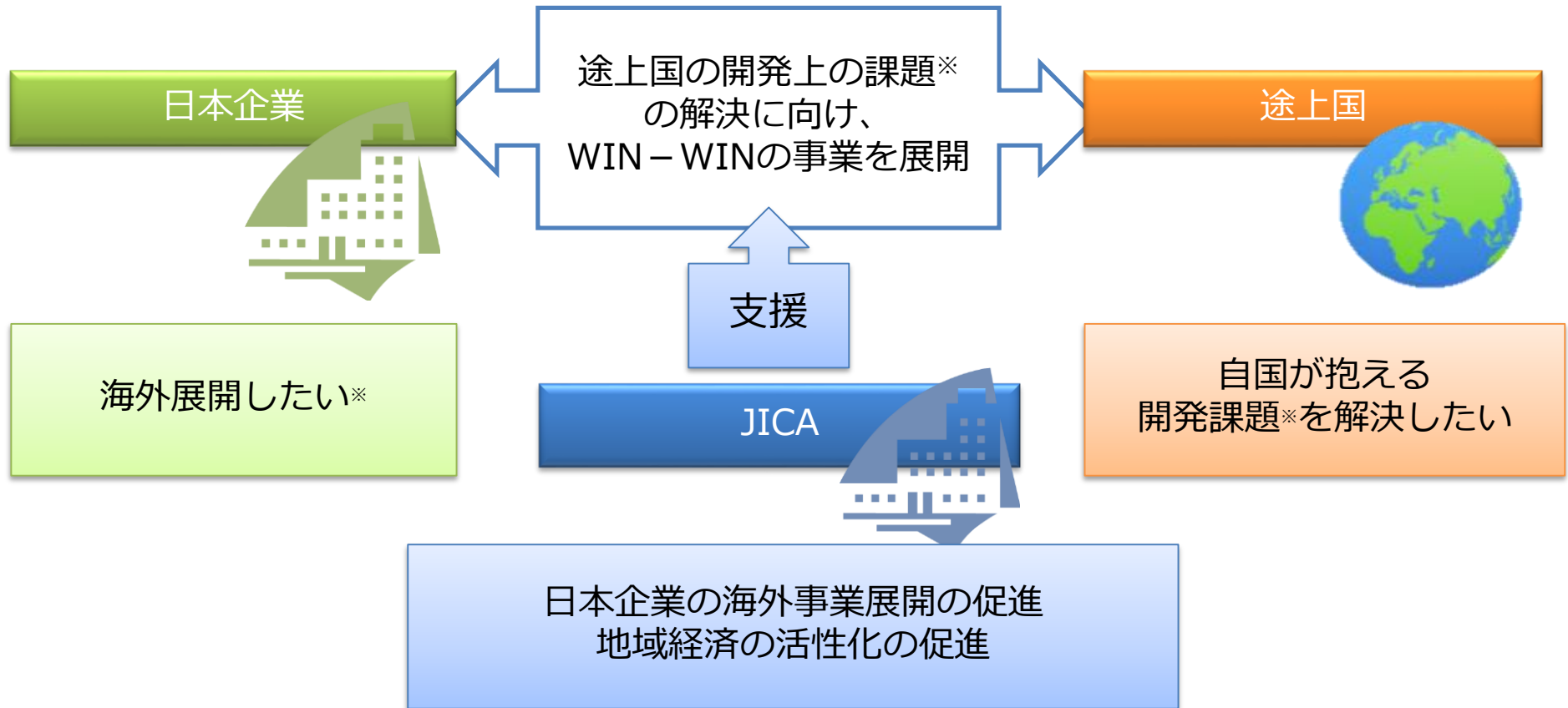
---

### 3. 中小企業・SDGsビジネス支援事業

---

# 中小企業・SDGsビジネス支援事業とは

- 途上国の開発ニーズと民間企業の製品・技術のマッチングを支援します。



※自社の製品や技術を用いて解決できる途上国の問題が、日本の援助方針に沿ったものか確認いただくのにご活用ください。各国の政治・経済・社会情勢や、開発に関する計画・課題を総合的に勘案して作成する日本の援助方針です。

**国別開発協力方針** ([http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni\\_enjyo\\_kakkoku.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_kakkoku.html))

# SDGs（持続可能な開発目標）とは

- 2015年9月、国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この中で、2015年から2030年までの行動計画として掲げられた目標が、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継であり、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」です。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

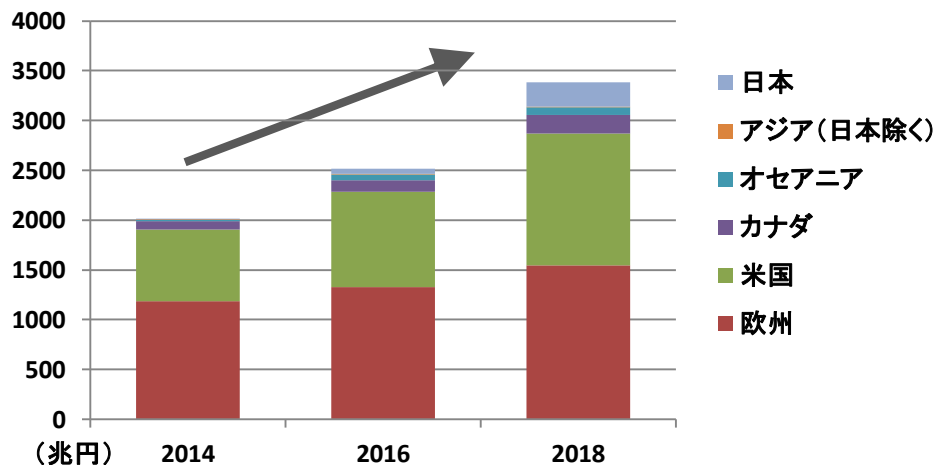
世界を変えるための17の目標



# SDGsを経営戦略に取り込む動き

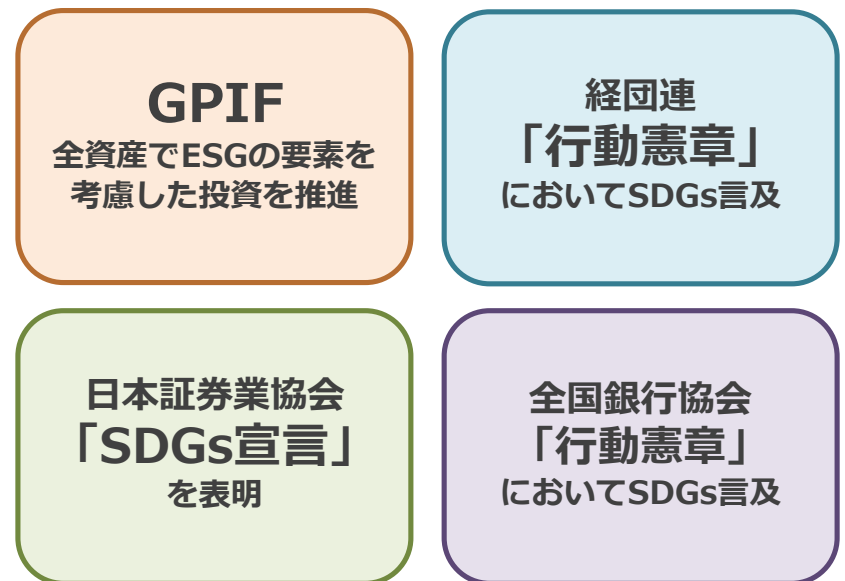
- ESG投資<sup>1</sup>が世界的に注目を集める今日、継続的な企業価値向上に向けて、民間企業がSDGsを経営戦略に取り込み、事業機会として生かす動きが日本でも広がりつつあります。
- SDGsは、課題解決を担う主体として民間企業を位置付けている点に特徴があり、民間企業による社会課題解決への取り組みに、大きな期待が寄せられています。

## ESG投資の拡大



出典：GSIA<sup>2</sup> (1USD=110円)

## 日本企業を取り巻く ESG投資・SDGsに関わる動き



<sup>1</sup> 環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) に配慮している企業を重視・選別して行う投資

<sup>2</sup> Global Sustainable Investment Alliance(GSIA) [http://www.gsi-alliance.org/wp-content/uploads/2017/03/GSIR\\_Review2016.F.pdf](http://www.gsi-alliance.org/wp-content/uploads/2017/03/GSIR_Review2016.F.pdf)



# 中小企業・SDGsビジネス支援事業（概要）



現地で基礎的な  
情報を収集したい

ビジネスモデルを  
策定したい

ビジネス活動計画を  
実証・策定したい

## 中小企業・SDGsビジネス支援事業

概要

### 基礎調査

基礎情報の収集・分析  
(数か月～1年程度)

### 案件化調査

技術・製品・ノウハウ等の活用  
可能性を検討し、ビジネスモデル  
の素案を策定  
(数か月～1年程度)

### 普及・実証・ ビジネス化事業

技術・製品やビジネスモデルの  
検証。普及活動を通じ、事業  
計画案を策定  
(1～3年程度)

原則  
中小・中堅  
企業

中小企業  
支援型

中小企業支援型  
(850万円  
または980万円)

※中堅企業は対象外

中小企業支援型  
(3千万円  
または5千万円)

中小企業支援型  
(1億円、1.5億円  
または2億円)

原則  
大企業

SDGsビジネス  
支援型

なし

SDGsビジネス支援型  
(850万円)

SDGsビジネス支援型  
(5千万円)

# 民間企業の製品・技術の活用が期待される 開発途上国の課題








- 民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題については、課題の内容、想定される製品や用途に関する情報、関連する公的機関、関連するODA案件等をJICAホームページで公表しています。

<https://minkanrenkei.jica.go.jp/area/table/26067/98J963/M?S=oftis2ldkhlf>

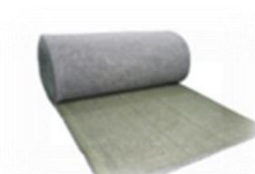
対象分野	<input type="checkbox"/> エネルギー <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 廃棄物管理 <input type="checkbox"/> 水の浄化・水処理 <input type="checkbox"/> 産業振興 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 保健医療 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> 防災・災害対策 <input type="checkbox"/> インフラ整備・運輸交通 <input type="checkbox"/> その他
対象分野詳細	<input type="text"/>
地域	<input type="checkbox"/> 東南アジア <input type="checkbox"/> 東アジア <input type="checkbox"/> 南アジア <input type="checkbox"/> 中央アジア・コーカサス <input type="checkbox"/> 大洋州 <input type="checkbox"/> 中米・カリブ <input type="checkbox"/> 南米 <input type="checkbox"/> 中東 <input type="checkbox"/> アフリカ <input type="checkbox"/> 欧州
対象国	<input type="text"/> <small>※複数ワードでの検索も可能 (例: ラオス カンボジア)</small>
製品・技術・ノウハウ (キーワード検索)	<input type="text"/> <small>※複数ワードでの検索も可能 (例: インフラ 流通)</small>
最終更新日	<input type="text"/> から <input type="text"/> まで

検索

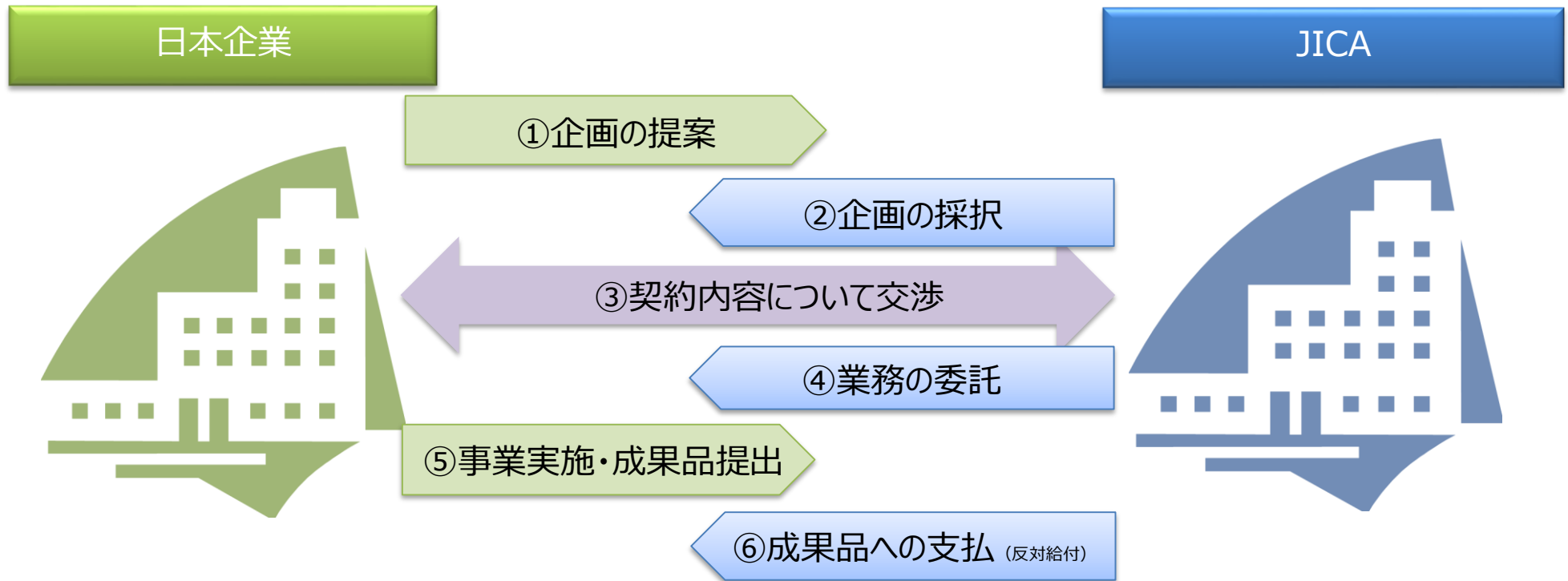
# 開発課題の解決に資すると考えられる製品・技術の例

事例	分野	具体例
 <p>CO2排出量モニタリングシステム</p>	<p>環境・エネルギー</p>	<p>再生可能エネルギー発電、バイオトイレ、雨量監視システム、ダム管理 等</p>
 <p>プラスチック油化装置</p>	<p>廃棄物の処理</p>	<p>有機ゴミ処理技術、都市ごみ埋立地再生技術、医療廃棄物処理、廃プラスチック燃化技術 等</p>
 <p>遠隔操作可能な掘削機</p>	<p>水の浄化・水処理</p>	<p>水質測定機材、浄水器、ろ過装置、浄化槽 等</p>
 <p>作業工具</p>	<p>職業訓練・産業育成</p>	<p>金型産業、産品輸送改善、研削盤、工作用機器、検査・測定機器 等</p>
 <p>点字プリンター</p>	<p>福祉</p>	<p>車いす、リハビリ用品、介護機材、点字携帯端末機、点字プリンター、SDプリンター 等</p>

# 開発課題の解決に資すると考えられる製品・技術の例

事例	分野	具体例
 <p>長粒種用の精米機</p>	農業	精米機、グリーンハウス、灌漑ポンプ、収穫・加工用機械 等
 <p>血中総ビリルビン値測定機器</p>	保健・医療	電子カルテ、医療ネットワークシステム、X線診断装置、分娩監視装置、携帯医療機器 等
 <p>理数科教材</p>	教育	音声ペン、eラーニングシステム、理科教材、理科実験器具 等
 <p>多機能フィルターシート</p>	防災・災害対策等	警報機、仮設用照明器具、災害救助用機材 等

# 本事業は「委託事業」です



- ① 企業からJICAへ本事業の企画書を提案。
- ② 企画書の内容を踏まえ、JICAが企業の企画を採択。
- ③ 業務委託内容は、契約交渉で決定（内容や見積額が、企画書段階から変更となる場合あり）。
- ④ JICA（発注者）と企業（**受注者**）間で業務委託契約を締結（補助金事業ではない）。
- ⑤ 企業（**受注者**）が業務結果をまとめた「業務完了報告書」（=成果品）をJICA（発注者）に提出し、JICAの検査に合格する必要あり（補助金事業ではない）。
- ⑥ 検査合格後、企業（**受注者**）からJICA（発注者）に精算報告書を提出。JICAが内容を精査したうえで精算確定を行い、同精算確定額を企業（**受注者**）に支払う（実績に基づく事後払い）。

# 補助金事業と業務委託事業との違い



	補助金事業	業務委託事業(中小企業・SDGs支援事業)
性格	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助事業者の事業への<b>財政援助</b>をするという「助成的性格」をもっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 委託費は双方の合意で成り立ち、お金をもらう代わりに対価として<b>業務を請け負う</b>という「対価的性格」を持ち合わせています。</li> </ul>
金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1/3や1/2などの補助率を支払い。</li> <li>● 補助金の配分決定のタイミングは、申請が採択され、補助金交付(行政行為)の決定時。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 委託費は成果物に対して100%支払い。</li> <li>● 企画書で提案した金額がそのまま契約金額にはなりません。</li> <li>● なお、契約履行期間外の証拠書類は精算対象外。</li> </ul>
資産(資機材)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資産の帰属は、補助事業者。(利用・処分等について制約あり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資産の帰属は、JICA。</li> </ul>
知財	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助金における知財の帰属は、補助事業者。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● JICAとの業務委託契約における「成果品」である業務完了報告書の著作権はJICAに帰属(業務終了後にJICAウェブサイトで公開)。</li> </ul>

出展：経済産業省 関東経済産業局HP  
<http://www.kanto.meti.go.jp/index.html>

---

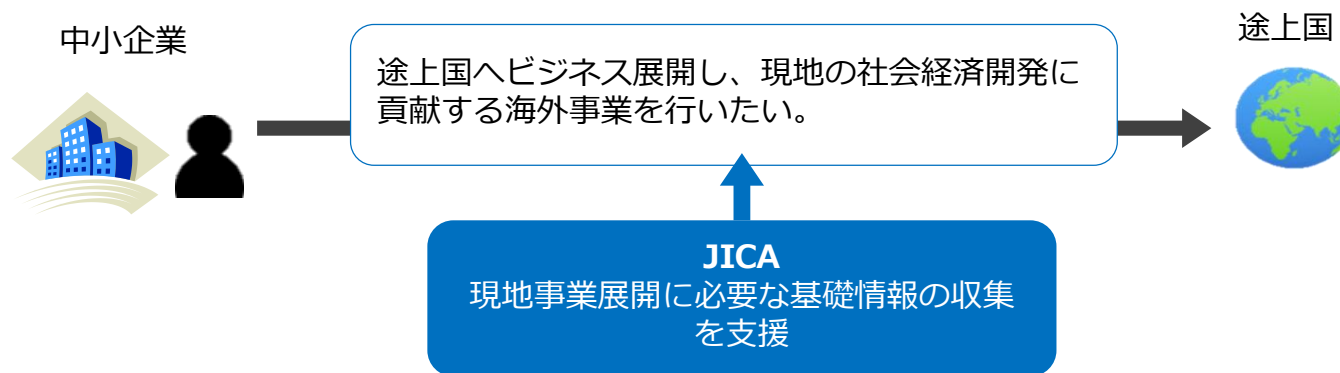
## 4. 各支援メニューの概要

---

# 基礎調査

## 現地で基礎的な情報を収集したい

途上国の課題解決に貢献し得るビジネスモデルの検討に必要な基礎情報の収集を支援します。

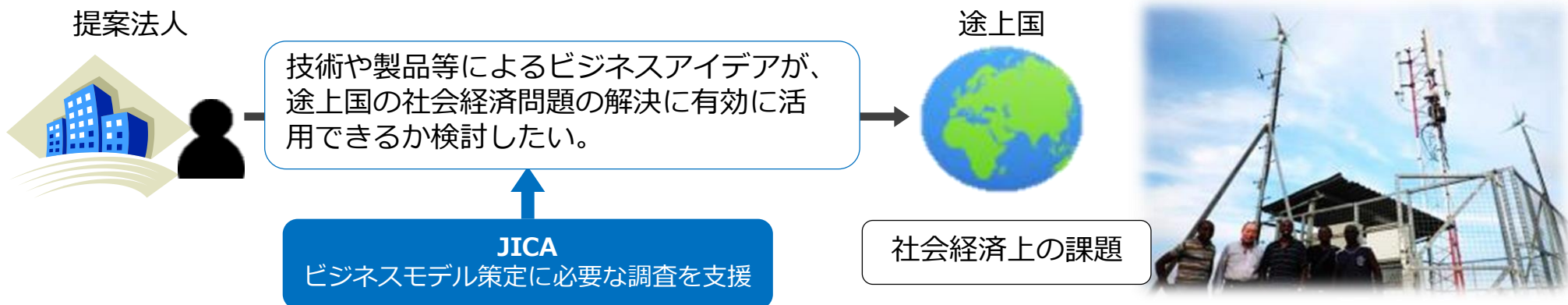


対象者	中小企業、中小企業団体の一部組合（※中堅企業は対象外）
経費	1件850万円を上限 ※遠隔地域（東アジア、東南アジア、南アジア以外の地域）については、国際航空運賃に関わる経費を別見積（上限300万まで）とし、それ以外の経費の上限を680万円とする
負担経費	・人件費（外部人材活用費のみ） ・旅費 ・現地活動費 ・管理費
期間	数カ月～1年程度
対象分野	途上国の社会・経済開発に効果のある分野（エネルギー、環境、廃棄物処理、水の浄化・水処理、産業振興、福祉、農業、保健医療、教育、防災・災害対策、インフラ整備・運輸交通等）
対象国	原則としてJICA在外事務所等の所在地



## ビジネスモデルを策定したい

途上国の課題解決に貢献し得る技術・製品・ノウハウ等を活用したビジネスアイデアやODA事業での活用可能性の検討、ビジネスモデルの策定を支援します。



	中小企業支援型	SDGsビジネス支援型
対象者	中小企業、中堅企業、中小企業団体の一部組合	「中小企業支援型」の対象者に該当しない本邦登記法人
経費上限	一件あたり3,000万円 (機材の輸送が必要な場合は、5,000万円)	一件あたり850万円
負担経費	・旅費・機材輸送費・本邦受入活動費・人件費 (外部人材活用費のみ)・現地活動費・管理費	・旅費・人件費 (外部人材活用費のみ) ・現地活動費・管理費
期間	数カ月～1年程度	
対象分野	途上国の社会・経済開発に効果のある分野 (エネルギー、環境、廃棄物処理、水の浄化・水処理、産業振興、福祉、農業、保健医療、教育、防災・災害対策、インフラ整備・運輸交通等)	
対象国	原則としてJICA在外事務所等の所在地	

# 普及・実証・ビジネス化事業

## ビジネス活動計画を実証・策定したい

途上国の課題解決に貢献し得るビジネスの事業化に向けて、技術・製品・ノウハウ等の実証活動を含むビジネスモデルの検証、提案製品等への理解の促進、ODA事業での活用可能性の検討等を通じた事業計画案の策定を支援します。

提案法人



技術や製品等を含む、提案のビジネスモデルが途上国の社会経済問題の解決に有効か検証したい。

途上国



**JICA**  
事業計画案策定に必要な活動を支援

社会経済上の課題

	中小企業支援型	SDGsビジネス支援型
対象者	中小企業、中堅企業、中小企業団体の一部組合	「中小企業支援型」の対象者に該当しない本邦登記法人
経費上限	一件あたり1億円 (大規模/高度な製品等を実証する場合は1.5億円、 インフラ整備技術推進案件及び地域産業集積海外展開 推進案件は2億円)	一件あたり5,000万円
負担経費	・旅費・機材購入、輸送費・現地活動費・人件費 (外部人材活用費のみ) ・本邦受入活動費・管理費	
期間	1~3年程度	
対象分野	途上国の社会・経済開発に効果のある分野 (エネルギー、環境、廃棄物処理、水の浄化・水処理、 産業振興、福祉、農業、保健医療、教育、防災・災害対策、インフラ整備・運輸交通等)	
対象国	原則としてJICA在外事務所等の所在地	

---

## 5. 2020年11月時点の変更点

---

- スライド27・28 提案型の選択について
- スライド29 11月9日時点でのJICA渡航再開国
- スライド30 2020年度第二回公示スケジュール

## 変更のポイント

世界規模で新型コロナウイルスの感染拡大傾向が継続し、現時点では海外渡航に制限が課せられている国が多くある状況を踏まえつつ、企業の皆様の海外展開に向けた着実な準備・検討を支援するべく、今回は以下の二つの型の事業を募集します。応募に際しては、いずれか一つの型を選択いただきます。

### ①「一般型」

### ②「遠隔実施型」

- 審査基準、企画書の内容について大きな変更はありませんが、選択した「型」に応じ、実現可能な調査/事業計画を記載いただきます。
- ただし、案件化調査(SDGs型)については、外部人材人件費の計上を、案件化調査(中小型)と同様の見積金額内訳書・見積金額内訳明細書を提出書類に加える予定です。

# 提案型の選択について (2)

## 【一般型】

- 新型コロナウイルスによる影響を踏まえつつも、海外渡航を伴う活動を前提とした企画書を提出。
- 採択時点で対象国の感染症危険レベルが3以上(原則渡航不可)の場合、採択後、同レベルが2以下に下がり、渡航が可能になった時点で調査・事業計画の確定や契約にかかる手続きを開始。
- 採択後1年を経ても同レベルが2以下に下がらない等、渡航が可能とならない場合には、実施見合わせ(採択取消し)とする。

## 【遠隔実施型】

- 国内での調査活動及び現地人材を活用した遠隔調査等により、海外渡航を前提とせずに実施可能な事業の企画書をご提出。
- 採択後速やかに事業を準備・開始。
- 事業途中で対象国が渡航可能となった場合、海外渡航を伴う活動に変更・追加も、妥当性を確認した上で可能。

# 新型コロナ対策措置に係るJICA渡航再開国（11月9日時点）



ベトナム、マレーシア、タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、フィジー、  
ジョージア、スリランカ、  
ヨルダン、エジプト、チュニジア、トルコ、セルビア、  
ウガンダ、ケニア、タンザニア、  
セントルシア、ジャマイカ、ブラジル、ウルグアイ

※中小企業・SDGsビジネス支援事業対象国ではない中国、欧米は除いています。

※新型コロナ対策措置に係る渡航再開国の中でも渡航不可の地域もある点ご注意ください。

また、新型コロナ対策措置とは別に、引き続き、治安情勢に基づく渡航制限・行動規範も設けています。詳細は、必ず渡航先国の「JICA国別安全対策措置」を確認してください。

※上記の国における各案件の渡航の可否は別途決定されます。

※今後、外務省感染症危険情報レベルを含めて変更があり得ますので、最新情報は以下のJICAウェブサイトをご確認ください。

<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

## 3. 入手方法：登録済の方

以下よりログインページへアクセスし、ユーザー名及びパスワードを入力してください。

なお、パスワードに係るご不明な点につきましては、JICA安全管理部（[jicast@jica.go.jp](mailto:jicast@jica.go.jp)）へ、「件名：JICA国別安全対策情報の係る問い合わせ」としてメールでお問い合わせください。

● [JICA国別安全対策情報一覧](#)

## 4. 入手方法：新規ご利用の方

### （1）利用者情報の登録申請

JICA安全管理部（登録申請先）：[jicast@jica.go.jp](mailto:jicast@jica.go.jp)

以下の事項を上記メールアドレス宛てに「件名：JICA国別安全対策情報の入手に係る登録申請」としてメール送信ください。

# 2020年度第二回公示スケジュール

---



- 2020年12月10日 : 公示
- 2020年12月25日正午 : Web事前登録締め切り (必須)
- 2021年1月20日正午 : 企画書等提出書類締め切り
- 2021年4月上中旬頃 : 結果通知

※なお、上記スケジュールについては、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況によって、変更となる可能性があります。

ご質問は、中小企業・SDGsビジネス支援事業窓口  
もしくはお近くのJICA国内機関にお問い合わせください。

## **独立行政法人国際協力機構 中小企業・SDGsビジネス支援事業窓口**

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル

中小企業・SDGsビジネス支援事業窓口

電話：03-5226-3491 email: [sdg\\_sme@jica.go.jp](mailto:sdg_sme@jica.go.jp)

## **企業所在地のある都道府県を所管している国内機関一覧**

<https://www.jica.go.jp/about/structure/domestic/index.html>